

様式 1 市民の意見募集制度（パブリックコメント制度）

市民の意見を募集します

タイトル【羽島市まちづくり基本条例の定期見直しについて】

1 主旨

羽島市まちづくり基本条例は、市民を主体としたまちづくりの実現を図るため、基本的な考え方・ルールをまとめたものです。

5年ごとに定期見直しをするため、次の観点から検証を行います。

①社会経済情勢の変化に照らして条例の規定に不備が生じていないか。

②条例の規定と市政運営に乖（かい）離が生じていないか。

2 意見募集の概要

① 案件名	羽島市まちづくり基本条例の定期見直し
② 資料の公表場所	ホームページ、羽島市役所 3 階市民協働課、各コミュニティセンター
③ 意見提出期間	令和 7 年 6 月 2 日（月曜日）から 令和 7 年 7 月 1 日（火曜日）まで

3 公表する資料

羽島市まちづくり基本条例の定期見直しに関する検証資料（資料 1～3）

4 意見の提出先

件名、意見、住所、氏名、連絡先（電話番号、E メールアドレスなど）を記入のうえ、下記のいずれかの方法でご提案ください。

- | | |
|---------|---|
| ■ 郵送 | 〒501-6292 羽島市竹鼻町 55 番地
羽島市役所 市民協働部 市民協働課 |
| ■ F A X | 058-394-0025 |
| ■ E メール | kyodo@city.hashima.lg.jp |
| ■ 持参 | 羽島市役所 3 階 市民協働課 |

※電話や口頭によるご意見は受け付けしかねます。E メールで提出する場合は、意見書様式に意見内容等を入力し、添付ファイルにてご提出ください。

5 問い合わせ先

羽島市役所市民協働部市民協働課
電話：058-392-1111（内線 2313）
FAX：058-394-0025
E メール：kyodo@city.hashima.lg.jp